

県産水産物PR事業実施要領

第1 通則

県産水産物PR事業費補助金の交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）、県産水産物PR事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこの実施要領（以下「要領」という。）の定めるところによる。

第2 事業の目的

この事業は、県産水産物の需要の拡大を図るため、新たな受注の機会の確保が見込まれる展示会等において、県産水産物の宣伝活動を行う水産業者等を支援することを目的とする。

第3 県産水産物PR事業

- (1) 補助の対象となる事業は、要綱第2(2)に規定する県産水産物PR事業（以下「PR事業」という。）とする。
- (2) 要綱第2(2)に規定する「知事が別に定めるもの」は、見本市、品評会、物産展その他の県産水産物の魅力を広く周知するために役立つ場とする。
- (3) 要綱第2(2)に規定する展示会等のうち、水産業者等自身が主催者に含まれるものについては、以下のア及びイを満たす場合にのみ補助を行うものとする。
 - ア 出展者に、主催者以外の者が含まれること。
 - イ 展示会等の開催に係る費用と、展示会等への出展に係る費用を区別できること。
- (4) 要綱第2(2)に規定する宣伝活動とは、令和7年度中に開催される展示会等（商品等の有償又は無償での提供を伴うものを含む。）において、要綱第2(1)に規定する県産水産物についての宣伝を行い、新たな取引先の開拓や受注の機会の確保を図る活動をいう。

第4 補助対象者

- (1) 要綱第2(3)に規定する「知事が別に定めるもの」とは、静岡県水産振興条例（平成31年静岡県条例第56号。以下「条例」という。）第2条第3号に掲げる水産業者等をいう。
- (2) 補助の対象となる水産業者等は、以下の要件を全て満たすものとする。
 - ア PR事業を行うこと。
 - イ PR事業に関し、他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。
 - ウ 漁業、水産加工業、水産物販売業その他条例第2条第1号又は第2号に掲げる事業の活動実績を有すること。
 - エ 法人その他の団体にあつては、代表者を定め、かつ、組織の運営に関する定款又はこれに類する規約等を有すること。
 - オ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者又

は理事、その他事業活動を支配する者をいう。)が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

カ 静岡県が課税する県税について、定められた期限内に完納していること。

第5 補助対象経費

(1) 補助対象経費は、PR事業に要する経費とし、発注（契約）から支払までが補助事業の実施期間内にあるものとする。

(2) 要綱第3(1)に規定する「知事が別に定めるもの」と内容は、次に掲げるものとする。

ア 旅費

- ・展示会等が開催される会場への旅行に要する費用（宿泊費を含む。）であって、行程及び移動手段が経済的かつ合理的であること
- ・乗用車を使用して旅行する場合は、展示会等が開催される会場までの実測による100メートル単位での走行距離で計算することとし、1キロメートル当たり18円（1円未満切捨て）とすること
- ・別途、実績報告時に旅行経路補助簿を提出すること

イ 出展料

展示会等の出展に要する費用（会場使用料を含む。）

ウ 展示装飾費

展示会等の装飾に要する費用

エ 備品使用料

展示会等で使用する備品の借用に要する費用

オ 消耗品費

展示会等で使用する消耗品の購入に要する費用

カ 広報費

展示会等の周知に要する費用

キ 運搬費

展示会等への物品等の郵送に要する費用

ク 雑役務費

展示会等で補助的業務を行うアルバイトへの賃金支払いに要する費用

ケ その他知事が必要と認める経費

(3) 次に掲げる経費については、補助対象としない。

ア 交付の決定の前に行った展示会等への参加に係る経費

イ 交付の決定の前に支払が完了している経費

ウ 有償で提供する商品等又はその原材料の購入費

エ PR事業以外の用途に転用可能な物品（パソコン、プリンター、机、カメラ等）の購入費

オ 経費の支払に係る振込手数料及び代引手数料等

カ 各経費に係る消費税及び地方消費税

第6 経費全般に係る留意事項

- (1) 展示会等への交付の決定の前の出展予約は準備行為とみなすが、当該予約によって交付の決定の前に支払が生じた経費については補助対象としないこと。
- (2) 支払に関する証拠書類を事業完了した年度の終了後5年間保管すること。
- (3) 支払は、現金、振込及び口座振替のみ認め、手形、小切手、相殺払等は認めないこと。ただし、口座振替のうちクレジットカードでの支払については、カード名義が補助事業者と同一である場合のみ対象とし、支払日が補助事業の実施期間内にある1回払いのみ認めること。

第7 補助率（額）

第5の補助対象経費の1/2以内とし、1補助事業者当たり15万円を上限とする。なお、補助金の額の算定に当たり、1円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた額とする。

第8 補助事業の申請

補助事業の申請に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

- (1) 申請書類の提出先は、静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課（以下「水産振興課」という。）であること。
- (2) 申請書類は、電子メール又は郵送により提出すること。ただし、申請の受付順序は、電子メールの場合には水産振興課における受信日（送信時刻は考慮しない）、郵送の場合には水産振興課における受付日により決定し、同日に受信し、又は受け付けた申請は、同時に行われたものとみなす。
- (3) 申請書類の提出は、展示会等の開催初日の15日前までに行うこと。
- (4) 申請回数の上限は、1補助事業者当たり年度を通じて合計3回とすること。
- (5) (4)に定めるところにより、PR事業を複数回行う場合には、事業ごとに申請を行うこととする。ただし、交付の決定が複数回行われるときでも、年度を通じての補助額の上限は、第7の規定により1補助事業者当たり15万円とする。
- (6) 同一募集期間内にPR事業を行う展示会等が複数ある場合には、それらをまとめて申請することを認めるが、年度を通じての補助額の上限は、第7の規定により1補助事業者当たり15万円とすること。

第9 交付申請時等における知事が必要と認める書類

- (1) 交付の申請

ア 誓約書（別紙様式1）

イ 経費配分書（別紙様式2）

ウ 申請者が要綱第2(3)に規定する「水産業者等」であることを証する書類

- (2) 変更の承認申請

変更経費配分書（別紙様式2）

(3) 実績報告

ア 支出等内訳書（別紙様式2）

イ 支払に関する証拠書類

ウ 展示会等においてPR事業を行ったことが確認できる写真等

エ 経路補助簿（別紙様式4）（PR事業のため、旅行した場合に限る。）

第10 審査

審査は、交付申請書類の受付後、随時行う。その内容が事業の目的及び各種要件に適合するものであることが確認された場合には、補助事業者として決定し、交付の決定を通知する。

第11 軽微な変更

要綱第5(1)ア及びイに規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。なお、(2)については、以下に参考で例示する。

(1) 事業の内容の変更

補助目的の達成に影響がない事業計画の細部の変更

(2) 経費の配分の変更

補助対象経費の費目ごとに交付の決定を受けた額の30%以内の減少となる変更

想定される事例	対応	説明
申請時、広報費を30,000円としたが、実際は25,000円だった。	軽微な変更該当	30%以内の減額なので、変更承認申請は不要。
申請時、消耗品費を20,000円としたが、実際は23,000円だった。	変更承認申請が必要	増額は、軽微な変更該当せず、変更承認申請が必要。
申請時、運搬費を計上しなかったが、実際は10,000円だった。	変更承認申請が必要	申請時に未計上の費目を補助対象経費とする場合は、軽微な変更該当せず、変更承認申請が必要。

第12 収益の取扱い

(1) 補助事業を行うことにより売上が生じたときは、収益納付に係る報告書（別紙様式3）と当該報告書に記載した金額の根拠となる書類により売上金額その他の収支を知事に報告しなければならない。

(2) (1)に規定する報告があり、収益が生じたと認めるときは、当該収益の一部を県に納付させることがある。

附 則

この要領は、令和6年度分の補助金に適用する。

附 則

この要領は、令和7年度分の補助金に適用する。

別紙様式 1 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

誓約書

私(当社、当団体)は、下記 1 から 3 までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議を一切申し立てません。

記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する団体(以下「暴力団」という。)
- 2 代表者が暴力団員等(暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- 3 暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

静岡県知事 氏 名 様

令和 年 月 日

住所 { 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 }

氏名 { 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 }

(署名又は記名押印)

別紙様式 2 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

経費配分書 (変更経費配分書、支出等内訳書)

経費区分		使 途 内 訳	所 要 額 (消費税込み)	補助対象額 (消費税抜き)
支 出	旅 費		円	円
	出 展 料		円	円
	展示装飾費		円	円
	備品使用料		円	円
	消耗品費		円	円
	広 報 費		円	円
	運 搬 費		円	円
	雑 役 務 費		円	円
	その他 ^{※1}		円	円
	合 計		(A) 円	(B) 円
収 入	補助金 ^{※2}	(B) × 1/2		(C) 円
	自己負担額	(A) - (C)		(D) 円

※1 経費配分書及び変更経費配分書においては、事業の実施に関し、いずれの費目にも該当しない必要経費を記載すること。ただし、補助金の交付の決定の際に、当該経費が補助の対象外となる場合がある。支出等内訳書においては、知事の承認を受けた内容に限ること。

※2 経費配分書及び変更経費配分書においては補助金交付申請額 (150,000 円を上限とし、1 円未満切り捨て) を、支出等内訳書においては補助金所要額 (交付決定額を上限とし、1 円未満切り捨て) を記載すること。

別紙様式 3 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

収益納付に係る報告書

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その主たる} \\ \text{事務所の所在地} \end{array} \right]$
 氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その名称及} \\ \text{び代表者の氏名} \end{array} \right]$

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた県産水産物 P R 事業の補助金に係る収益納付額が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金額 円
 (補助金所要額) (収益納付額) (補助金額)
 円 - 円 = 円

3 収益納付の要因

区分	該当するものに○
補助事業の成果の事業化	
産業財産権等の譲渡又は実施権の設定	
その他補助事業の実施により発生した利益	

4 収益納付額の算定

区分	金額	備考
補助事業に要した経費	① 円	支出等内訳書の (A) の額を記入
補助金所要額	② 円	支出等内訳書の (C) の額を記入
控除額 (①-②)	③ 円	支出等内訳書の (D) の額を記入
補助事業に係る売上額	④ 円	
④を得るために要した補助対象外の経費	⑤ 円	製造原価等
補助事業に係る収益額 (④-⑤)	⑥ 円	
納付額 (⑥-③) × (②/①)	円	・収益額⑥ > 控除額③の場合のみ ・交付決定額を上限

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名